京都大学教育改革戦略本部附属高大接続・入試センター要項

令和７年４月１日
教育改革戦略本部附属高大接続・入試センター長裁定制定

（趣旨）
第１条　この要項は、京都大学教育改革戦略本部規程（令和７年達示第３１号）第２０条第７項の規定に基づき、京都大学教育改革戦略本部附属高大接続・入試センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。
（業務）
第２条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
(1) 本学の入学者選抜方法についての調査・研究に関すること。
(2) 入試の成績及び入学後の成績についての調査・分析に関すること。
(3) その他入学者選抜のあり方について、調査・分析すること。
(4) 高大接続事業について、企画・実施すること。
(5) 入試説明会、大学紹介その他入試広報事業について、企画・実施すること。
(6) その他高大接続事業・入試広報事業の企画・実施に関し、必要なこと。
（運営委員会）
第３条　センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
第４条　運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
(1) センター長
(2) 学務部長
(3) その他センター長が必要と認めた者 若干名
２　前項第３号の委員は、センター長が委嘱する。
３　第１項第３号の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第５条　運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
２　委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。
第６条　運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開会することができない。
２　運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
３　前２項の規定にかかわらず、運営委員会における開会及び議決について、センター長が別に定める場合は、その定めるところによる。
第７条　運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
第８条　運営委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
２　専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。
第９条　第２条から前条までに定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。
（事務組織）
第１０条　センターに関する事務は、学務部入試企画課において処理する。
（雑則）
第１１条　この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附　則
１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。